

国住生第 545 号
平成 30 年 1 月 15 日

各都道府県住宅・建築主務部長 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長

保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件の改正に伴う
耐震性に係る長期優良住宅認定基準の扱いについて（技術的助言）

今般、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 82 条第 1 号、第 82 条の 2、第 82 条の 3 第 1 号及び第 82 条の 6 第 2 号ロの規定に基づく保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件の一部を改正する件（平成 30 年国土交通省告示第 80 号。以下「改正告示」という。）が平成 30 年 1 月 15 日に公布され、平成 31 年 1 月 15 日に施行されることとなった（別添 1 参照）。

これに伴い、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第 3 号）第 1 条及び第 5 条の規定に基づく長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成 21 年国土交通省告示第 209 号。以下「長期優良住宅認定基準」という。）の運用について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知するので、留意の上、適切な運用をお願いする。

また、貴職におかれては、管内の所管行政庁に対してもこの旨周知されるようお願いする。

なお、一般社団法人住宅性能評価・表示協会及び業界団体等に対して、同旨を周知していることを申し添える。

記

1. 改正告示の施行に伴う長期優良住宅建築等計画の認定に係る経過措置について

耐震性に係る長期優良住宅認定基準への適合に係る審査にあたっては、建築工事の着手日における保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件（平成 19 年国土交通省告示第 594 号。以下「告示第 594 号」という。）の規定を適用することとなる。具体的には、長期優良住宅建築等計画の認定申請書（第一号様式）の第四面に記載されている建築工事の着手の予定年月日により判断することとなる。

認定に係る審査にあたって住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）に基づく登録住宅性能評価機関による技術的審査を活用する場合は、当該技術的審査は建築工事の着手日における告示第 594 号の規定による長期優良住宅認定基準への適合を審査したものである必要があることに留意されたい。

2. 改正告示の施行に伴う長期優良住宅建築等計画の変更の認定に係る経過措置について
- 改正告示の施行日前に建築工事に着手し、改正前の告示第 594 号の規定による長期優良住宅認定基準（以下「旧基準」という。）により法第 6 条第 1 項の認定を受けた長期優良住宅建築等計画について、当該建築工事の完了前であって、改正告示の施行日後に法第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による変更認定申請があった場合は、耐震性に係る長期優良住宅認定基準への適合に係る審査にあたっては、旧基準を適用する。

上記 1, 2 について、別添 2 に図示したので、併せてご確認いただくようお願いする。

以上

積雪後に雨が降ることを考慮した積雪荷重の強化について(告示改正)

- 建築基準法において、建築物の構造計算を行うに当たっては、積雪による荷重を考慮することとしている。
- 平成26年2月の大雪により、積雪後に降雨がある場合、大スパン・緩勾配の屋根には、これまで想定していた以上の荷重がかかることが判明。
- 今般、このような屋根を持つ建築物について、積雪後の降雨を見込んで割り増した積雪荷重により構造計算を行うよう告示を改正。

平成26年2月豪雪の被害

- 住宅647棟(全壊16棟、半壊46棟、一部損壊585棟)、非住宅388棟の被害。
- 特に、降雪後に降雨が重なった地域(群馬県、埼玉県、東京都等)において、以下の屋根を有する建築物に被害が集中。
 - 大スパン(棟から軒までの長さが約14m~60m)
 - 緩勾配(形状が確認できた12棟中、9棟が3度以下、1棟が5.7度)
 - 屋根重量が軽い(屋根が崩落した大規模建築物はすべて屋根が鉄骨造)



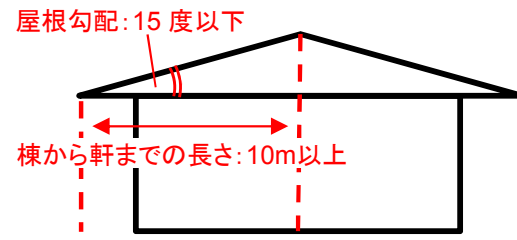
体育館の屋根崩落被害(埼玉県)

改正内容

一定の建築物には、構造計算において用いる積雪荷重に、積雪後の降雨を考慮した割増係数を乗じることとする。

<対象建築物> (以下のいずれにも該当するもの)

- 多雪区域以外の区域にある建築物(垂直積雪量が15cm以上の区域に限る)
- 以下の屋根を有する建築物
 - 大スパン(棟から軒までの長さが10m以上)
 - 緩勾配(15度以下)
 - 屋根重量が軽い(屋根版がRC造又はSRC造でないもの)



大スパン・緩勾配の屋根



多雪区域以外の区域

<参考: 割増係数の算定式>

$$\text{割増係数} = 0.7 + \sqrt{\frac{\text{屋根勾配と棟から軒までの長さに応じた値}}{\text{屋根形状係数} \times \text{垂直積雪量(単位 m)}}$$

※棟から軒までの長さ25m、勾配2度、垂直積雪量30cm(埼玉県等)の場合、約1.25倍の割増係数となる。

■ 公布: H30.1.15、施行: H31.1.15

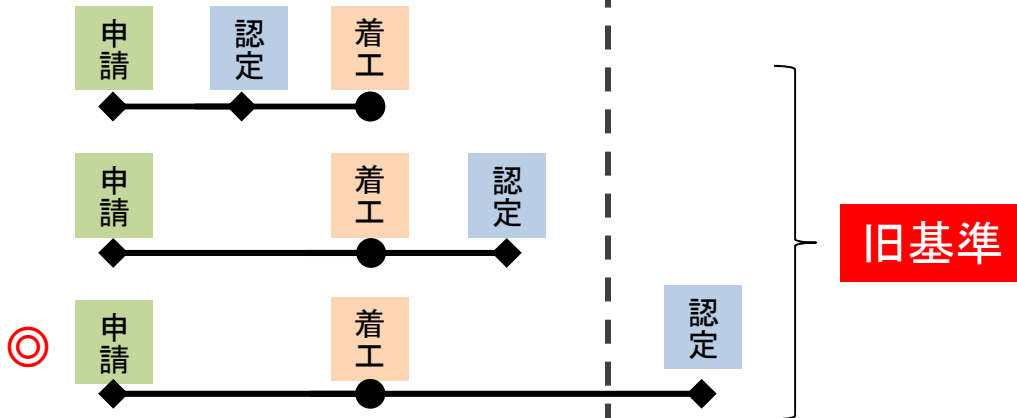
(参考)建築基準法改正告示施行日前後の耐震性に係る長期優良住宅認定基準の扱いのイメージ

平成31年1月15日
(改正告示施行日)

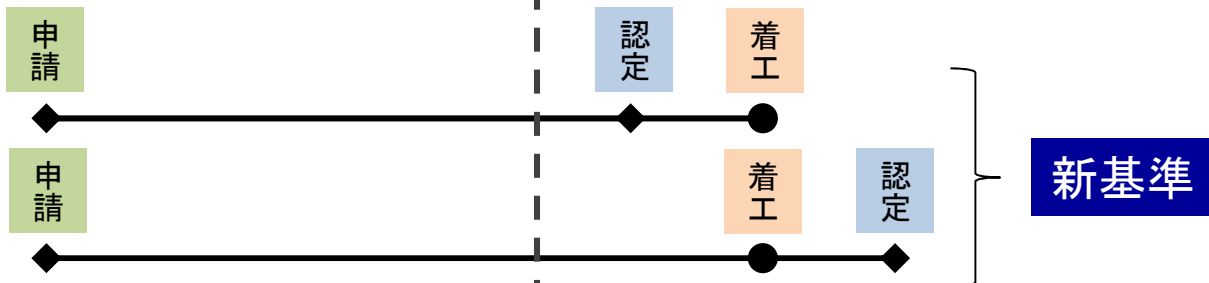
◎:経過措置

1. 認定の取扱い

①着工日が改正告示施行日前の場合



②着工日が改正告示施行日後の場合



2. 変更認定(竣工前)の取扱い

